

瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和6年5月23日(木) 午後2時から午後3時30分
2 開催場所 瀬戸市文化センター
3 出席委員

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	伊藤 憲昭		1番	磯村 幸成	
2番	井上 俊英		2番	江尻 雅之	
3番	小澤 早由里		3番	大澤 憲男	
4番	加藤 卓夫	欠	4番	加藤 晴次	
5番	作石 正太郎		5番	藤田 茂夫	
6番	高島 八十三		6番	前田 晴美	
7番	武田 晴光		7番	松原 清	欠
8番	長江 和春		8番	山田 泰司	
9番	中村 征実				
10番	藤井 義廣				
11番	矢野 洋三				
12番	横道 厚子				

(出席 18)

4 議事日程

第30号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
第31号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第32号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第33号議案	農用地利用集積計画の変更について	3 件
第34号議案	「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」について	1 件
第35号議案	農用地利用計画変更の承認について	1 件
報告第13号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について	4 件
報告第14号	農用地利用集積計画の権利の移転について	1 件
報告第15号	瀬戸市青年等就農計画の認定について	1 件

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会5月定例会を開会いたします。
本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。
なお、農業委員の4番 加藤 卓夫（かとう たくお）委員、
推進委員の7番 松原 清（まつばら きよし）委員より、欠席の連絡が入
っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が
指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、
2番 井上 俊英（いのうえ としひで）委員、
3番 小澤 早由里（おざわ さゆり）委員を指名いたします。

（第30号議案）

議長

これより議事に入ります。それでは「第30号議案 農地法第3条の規定
による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいた
します。

事務局

申請地は、登記地目、現況地目ともに畑の2筆で面積は405㎡です。
当該農地は、渡人が相続で取得したものの、家からも遠く、管理に苦慮し
ていたところ、営農規模拡大を希望していた受人と話がまとまり、当申請に
至りました。受人は、すでに同地区で利用権設定を結び、耕作を行っており、
また申請地のすぐ近くに居住しているため通作条件も問題ありません。なお
申請地の一部については農作業用の駐車場や通路として使用する計画となっ
ておりますが、2a未満であるため問題なく、また地区担当委員さんからも
適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するた
めの要件を満たし、許可できるものと考えます。

第30号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第30号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第30号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第31号議案)

議長 続きまして、「第31号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は令和6年2月定例会において上程されましたが、計画の変更が見込まれるため、審議保留となっていた案件です。前回の申請は一度取下げられ、今般新たに許可申請がありました。

申請地は、登記地目が田、現況地目が雑種地の11筆で、面積は906.76㎡、目的は太陽光発電設備の設置です。

立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地に該当します。

申請地の周辺は北が宅地、西と南が田、東が道路です。

近隣農地への影響については、南側以外を小堤とフェンスで囲み、南側については申請地が北に向かって下がっているため小堤を設けずフェンスのみ設置し、土砂等の流出を防止するため、近隣農地への被害防除は問題ありません。また、申請地内には南から北に向かって既存水路がありますが、今後は東および北に新設する水路を用いて下流の水田へ給水を行います。

排水については、北側に沈砂池を新設し雨水排水します。

他法令は、該当しないことを確認しています。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第31号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第31号議案について、ご質疑はございませんか。

武田委員

2月に提出された申請は、下の農地への水路を遮断してしまい、水がなくなるような計画でしたので、変更となりました。事務局や業者と何度か協議し、申請地の土地を使わないと水の供給ができないため、維持していただけるような計画となりました。また、もし今回の譲受人が転売した場合も水路を残してもらうように覚書を結んでいただく予定です。工事時期についても営農に考慮していただければやむを得ないと考えます。地元は、11月から翌年4月末だと一番ありがたいが、業者は早く工事したいそうなので、水に支障が無いように進めてもらいたいと思います。何か水路に影響が出るようなことなどあれば、事務局に連絡しますのでよろしくお願いします。

議長

ご意見ということでよろしくお願いします。

高島委員 今回は売買ということで、業者の土地になるということですが、水路に関してこの業者は、地域で利用して良いと言っていて、覚書を結んだとしても、本当に次の業者に通用するものになるのでしょうか。またこれは大きな話ではありませんが、
近所に住宅が3棟ありますが、太陽光の反射は大丈夫でしょうか。

藤井委員 高島委員に重複しますが、現在は私有地内に水路があって、利用していたということでしょうか。

事務局 そうです。

藤井委員 長い間このような形だったのは問題ですね。この状況は、ヒューム管でも入れてもらわないと、田んぼが干しあがってしまいませんか。

武田委員 南から北の道路沿いに側溝を入れるということになっています。

事務局 以前の申請内容ですと、現在申請地内中央の水路をつぶしてしまう形となっており、機能保証ができておらず、そのままでは愛知県としても、農地転用許可が出せないということでしたので、今回このような形に変更となりました。

高島委員 現在の水路は無くすということですか。

事務局 今年度は、工事の兼ね合い等もあり、念のため残しますが、来年度以降は無くなります。また、先ほどの高島委員の質問ですが、覚書では正直100%ということはい切れませんが、もし別の業者へ売り渡すことになって、協議の場を設けるということで、武田委員にもご理解いただいています。

藤井委員 新設水路は市が寄附を受けるという形ではないのですか。

事務局 違います。新設水路も、もし別の業者へ売るとしても継承してもらおうようお願いしています。また、維持管理課とも協議していますが、今のところは市が買い上げることや寄附を受けるという話には至っていません。今回は本申請によって、民地に水路が入っていることが発覚しましたが、長年このような形であったというのが現実です。本当は土地改良等が行われているとよかったです。申請地は行われておらず、高い土地から低い土地へ水の供給が行われている状態です。

高島委員 別の業者に売り渡してしまったら、その業者が嫌だといったらつぶされてしまいませんか。

事務局 その可能性は完全に否定はできません。

長江委員 管を埋設管にするという計画にはしなかったのですか。

武田委員 埋設にすると、掃除が難しくなるのでオープンで計画してもらいました。

事務局 ここに至るまでに何案かありました。その中で、武田委員と協議をしたり、維持管理課に確認をしてもらったりして、結果として今の案となりました。ただ、どこまで話をしましても、水路が継承されるかという不安は残りますが、農地転用の申請としては、機能の保証をするということで、事業者としては最大限譲歩して対応をしてくれますので、これ以上は過度の要求となってしまうというところで、この計画案で限界かなと思っています。この先ずっと水路を絶対に守ろうと思うと、市が買い上げるまたは寄附を受けるしかありません。現状は、維持管理課と協議はしていますが、そこまでの話には至っておりません。

高島委員 以前、別案件で愛知県に確認をしてもらったとき、周りに影響がなければ

農地転用は許可をせざるを得ない、という話だったように記憶しています。今回、議論になっているように、不確定な要素があるのに、許可を出しますか。

事務局 言いたいことはわかります。ただ、従来と同程度以上の機能保証を行いますので、農地転用の申請上は、問題ないということになります。

藤井委員 高い田んぼから低い田んぼへ水が流れるというのはよくある話ですのでわかります。過去長い間このような形ですし、この土地は低いところへ水を流す義務がありますよね。今回、自分の土地に新しい水路を作ってくれるということで、いい業者だとは思いますが、市へ無償移転するということにより、市もお金を使わなくて済むし、将来にむけてもすっきりすると思います。次買う業者は、覚書があっても従わないのではないのでしょうか。

事務局 おっしゃることはわかります。ただ、繰り返しになりますが、機能保証をしますので、農地転用の申請としては問題ないと言わざるを得ません。少し話は逸れますが、そもそも、農地転用で狙われてしまう、遊休農地となっていることが問題で、日頃からの最適化活動が重要となります。今回、業者としてやるべきことをしていただきますので、藤井委員の言いたいことはとてもよくわかりますが、寄附を受けるかどうかなどの話については、あとは市と業者や農事組合との話となり、強制するという事は難しいです。

藤井委員 今の水路の話はどうなるかわかりませんが、申請地に沈砂池がありますよね。沈砂池ということは、通常、排水先があるかと思いますが、今回どこにも書いてありません。沈砂池にたまる水はどうなりますか。本来どこかへ放流する必要があるはずですが。

事務局 実は武田委員からも同様の指摘がありました。元が水田ですので、泥の層があるということで、1 mくらいコアを抜かないと浸透をしないとのことで

した。今回は、そのような指摘があったので、1 m以上掘って、排水するのではなく、沈砂池内で浸透させると聞いています。

作石委員 農業委員会は、結果的に農地が利用できなくなるような案件は許可してはいけないのではないですか。農業委員会の意に反していませんか。

事務局 今のご指摘については、もちろん事務局も同じ気持ちです。最初の案のときは、武田委員から、この計画では耕作できなくなる人がいるとの指摘を受け、愛知県と協議した結果、機能が保証されないのであれば、許可は難しいとのことで、計画変更をしてもらいました。そもそも農地転用は、立地基準と一般基準に照らし合わせ、要件を満たせば許可をしなくてはならず、裁量では決めることができません。立地基準については事務局で事前に確認をしています。一般基準の方を、いつもこのように皆さんに議論をしていただいています。今回の案件については、繰り返しですが当初の計画だと、愛知県の担当者と現場確認も行い、機能保証をしないと許可は難しいとのことで、変更してもらいました。そして現状、機能保証ができたというところまでできました。つまり、立地基準、一般基準をともに満たした、と判断できますので、許可せざるを得ないと考えています。

藤井委員 行政サイドのことは理解します。事務局の努力も認めます。しかし、未来への担保がありません。現状はよいかもしれませんが、将来、この水路を使わせてもらえるかわからない状況ですので、その担保をとって、はじめて許可できると思います。事務局のおっしゃることもわかりますが、今この現状で賛成挙手はできません。私は反対します。

事務局 仮に、業者が測量や分筆を行い、維持管理課に寄附までしたとすると、一番皆様の納得するところになります。ただ、もしそうなったとしても、この水路は北側家屋の敷地を通っていますので、結局流末に行きつくまでの問題は解決となりません。今回、この業者に、水路の問題すべてを解決しなさい

というのは、非常に難しいと考えます。

藤井委員 私たちの地区でも、水路が民地を通っているところはあります。遠い過去から、高いところから低いところへ水を供給しています。今議論している水路が民家を通っている、というのは、関係ありません。今はこの業者の申請の話をしています。また、作石委員の言うように、瀬戸の農業を守る委員会であるべきだと思います。事務局の努力も認めますが、視野をもう少し広げていただきたい。

事務局 最後をお願いします。皆様のご意見はよくわかります。水路を買い受けるなり、寄附を受けるなりというところまで話が進んでいると、我々も胸をはって説明ができましたが、現状そうではありません。しかし、繰り返しですが、農地転用の基準とすると、従来以上の水路を確保してくれるということですので、今の業者にそれ以上を求めることはできないというところで、ご理解いただきたいと思います。

藤井委員 それは理解していますよ。

長江委員 沈砂池で自然浸透するとのことですが無理だと思います。周りの土留めも低いですし、排水の計画も再度考える必要があるのではないのでしょうか。

事務局 水路と排水が心配のところですね。事前に武田委員からも指摘があり、排水についてはかなり深く掘らないと浸透しないということは伝えてあります。業者としても、土地が水没するのは避けたいのはもちろんですので、ちゃんと計算等した上で、設置されるかと思っています。

長江委員 オーバーフローして民家へ流れなければよいのですが。そこが心配です。

議長 では続いて、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

山田委員　もとから水路があるところについては、やはり市に寄附をするというような条件をつけてやってもらわないと、今後も土地改良していないところでは同じような話が出てしまうと思います。藤井委員の言うように、将来の保証が無いというのは非常に危険なことだと思います。

議長　では以上で質疑を終結し、採決を行います。仮に、瀬戸市農業委員会が否決だとしても、市としては県に上げないといけません。また許可権者は県になりますので、申請を見て、基準を満たしていれば、おそらく県は許可することになるかと思っておりますので、ご承知おきください。では、第31号議案を原案のとおり承認する方は挙手をお願いします。

(挙手無し)

議長　挙手がありません。現状のままではいけませんが、例えば寄附をするなどという条件が付けば、賛成という方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長　では、先ほどの条件がつけば、瀬戸市農業委員会としても承認ができますということでよろしくをお願いします。

事務局　先ほど議長のおっしゃるとおり、愛知県がどのように判断するかということになりますが、このような意見が出たということは愛知県に伝えさせていただきます。

議長　では第31号議案は終了とします。

(第32号議案)

議長 続きます、「第32号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目、現況地目ともに田の1筆で面積は249㎡、目的は分家住宅の建築です。

立地基準は、市街地介在農地で第3種農地に該当します。

申請地の周辺は、北が道路、西が倉庫、東と南は田が隣接しています。

近隣農地への影響については、北側以外にコンクリートブロックを新設し、土砂等の流出を防止するため、近隣農地の被害防除は問題ありません。

排水は、敷地内北に柵を設け、北側道路側溝へ排水します。

他法令は建築許可が該当し、許可見込みであることを確認しています。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第32号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第32号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第32号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第33号議案)

議長 続きまして、「第33号議案 農用地利用集積計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は、農地の利用権を設定するため、貸し手および借り手の双方から農用地利用集積計画が瀬戸市長宛に提出されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律により瀬戸市長から本農業委員会に協議の申し出があったものです。

番号1の受人は、農業塾を卒業しています。番号2の受人は、認定農業者です。番号3の受人は、既に申請地にて耕作を行っており、実情に合わせて利用権を設定するものです。また、地区の農事組合長さんから指導、助言を受けて耕作を行っています。なお、番号3の農地について、担当委員から、傾斜地であるが、農地と判断してよいのか、という意見をいただきましたが、登記が畑であり、また現状果樹が植えてあるため、農地であると判断させていただきました。その他については地区担当委員さん、推進委員さんから適当とのご報告をいただいておりますので、農用地利用集積計画の変更につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。なお、公益財団法人愛知県農業振興基金を通じ貸付けることとするもので、面積等は記載のとおりとなります。

第33号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第33号議案について、ご質疑はございませんか。

井上委員 3番の農地についてです。推進委員とともに現場確認に行きました。この

辺りは開墾地となっています。業者が土砂採取等を行ったのち、埋め立てて、整地しているというような場所だと思います。今回の申請地は、そのようなことに加えて傾斜地となっています。たしかに果樹は植えてありました。しかし、あの状況で農地と言えるのか、疑問でした。斜面でも、何かが作ってあれば農地と言えるのでしょうか。他にもあるのでしょうか。たしかに、地区の農事組合長さんの指導を受けているということで、私も農事組合長に話を伺ったところ、農地にして農業していくとのことではありました。また、農業者が農地を買うのは全く問題ありませんが、今後、このような土木建築関係の業者が農地を買えるのかよくわかりませんし、なぜ今農地を持っているのかわかりませんが、土木建築関係の業者が農地をたくさん買うと問題なのではないかと思います。業者が農地を買う条件はどのようなものがあるのでしょうか。

事務局

会社は農地を簡単に取得することができません。農地所有適格法人として認められないといけませんが、要件が非常に厳しく、瀬戸市には現状1社もありません。農地転用する場合はそのようなことはありませんので、業者のほとんどは農地転用して購入するということがほとんどです。ただし、農地を借りるだけですと条件がだいぶ少なくなるので、農地を借りることは会社でもできないことはないです。

藤井委員

今回、会社が農地を持っていて、それを個人に貸す申請になっていますよね。なぜ会社が農地を持っているのですか。

事務局

本来、先ほどお伝えのとおり、会社は農地を持ってないので、事情を伺いました。法務局に、ここは農地だからということで地目変更申請をされて、認められ、結果地目が農地となったそうです。

藤井委員

このようなこと認めていいのですか。農業していない会社が要は農業者としての扱いを受けるということですよ。今後、こういうことがいくつも出

てきたらどうしますか。例えば3条では、農業者かどうか等確認しますよね。でもこの会社は3条受けていませんよね。

議長 山を開墾すると、農地にできます。山林を開墾してそこに作物を植えれば農地になります。

藤井委員 法務局もそのような判断をしますか。

事務局 事務局としても今回の案件で知りましたが、法務局は、現場が農地だと判断すれば地目変更申請が通るそうです。

議長 逆に、今後、別用途で利用しようと思うと、農地転用が必要となります。

事務局 そうです。農地から地目を変更するのは皆様ご承知のとおり農地転用の許可が必要で、非常に大変ですので、リスクがあります。

議長 本来は、所有者にとって不利益と考えられます。

事務局 真意は事務局もわかりませんが、そのようなリスクを承知の上で農地に変更し、農業を始めるということです。

高島委員 今回、会社から、会社の代表取締役個人へ利用権設定されるということですが、受付の際の事務局の対応はどのようにされているのでしょうか。利益がでるのか、20年もやれるのかなど、事情を聞かれているのか、書類が出てきたから、受け付けましたという程度のものなのか、どうなのでしょう。過去にも申請している人であるとかわかれば、耕作放棄地対策にもなるしいいよね、となりますが、今回少々疑義があると言わざるを得ません。今後はもう少し事前に深く聞いたほうがよいと思います。

議長 ご意見ということでよろしく申し上げます。

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第33号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第34号議案)

議長 続きまして、「第34号議案 「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 こちらは、「令和4年2月2日付農林水産省経営局長通知、農業委員会による最適化活動の推進等について」第1の3の(1)に、農業委員会は、毎年度5月末までに、各推進委員等から提出された記録簿に基づき点検・評価し、その結果を通知することとなっております。机上に、作成した「別紙様式3」を置かせていただいておりますので、そちらをご覧ください。

1の(1)最適化活動の実施状況につきましては、毎月ご提出いただきました活動記録簿を取りまとめた結果となっておりますのでお目通しください。(2)①成果目標の達成状況については、担い手への農地集積の集計、利用状況調査に基づく遊休農地の解消面積を取りまとめた結果となっておりますのでお目通しください。続いて2農業委員会による点検・評価の全体とし

ての評語欄については、国の定めた基準に基づき、機械的に記載をさせていただいておりますのでご了承ください。

なお、こちらの別紙様式3については公表されるものではありませんのでご承知おきください。

第34号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第34号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第34号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第35号議案)

議長 これより議事に入ります。それでは、「第35号議案 瀬戸市農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

本議案は、「農用地利用計画変更申出書」が提出されたことに伴い、農業振興地域整備計画を変更するにあたり「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2」の規定に基づき、農業委員会の意見を聴くものでございます。事前に郵送させていただいた資料で概要説明はさせていただいておりますが、改めてご説明します。

初めて農業委員・推進委員にご就任された方もみえると思いますので、農業振興地域制度の概要から説明します。

(資料を読み上げる形で説明)

以上により、青地除外の要件は満たしているとし、青地除外に支障がない旨、農業委員会として瀬戸市へ回答する予定です。

なお、今後は愛知県と現場確認・協議等をし、愛知県知事から青地除外の同意を得た後、通常の農地転用の手続きに移行していく予定です。その際に改めて議案として農地転用を農業委員会に議案上程しますのでご承知おきください。第35号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第35号議案について、ご質疑はございませんか。

議長

住宅用地以外は農地として残すということでしょうか。

事務局

そうです。

議長

他にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第35号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長 続きます。報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第13号 農地法第5条第1項第6号の届出については4件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第14号 農用地利用集積計画の権利の移転について、件数としては1件、筆としては2筆、届出がありました。新たに権利を受ける方は、すでに同地区で耕作をされている方で、特に問題はありません。

報告第15号 瀬戸市青年等就農計画の認定については1件ありました。詳細は添付資料のとおりです。報告事項につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 本日付議されました案件は全て議了いたしました。

これにて、瀬戸市農業委員会5月定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。